

## 一. 古田武彦の「邪馬壹国説」の発表と波紋

はじめに

邪馬台国はどこにあったのか、所在地をめぐる華々しいこの論争に、やがてその基盤を問う根本的な批判が古田武彦からなされた。1969年、歴史学の学術誌『史学雑誌』に掲載された「邪馬壹国」と題する論文がそれだった。それまでの議論は邪馬臺をヤマトとよみ、それに対応する場所を探していた。しかし、『三国志』魏志倭人伝には「臺」ではなく「壹」とあり、しかも「臺」をトの音とする理由が示されないまま、ヤマトに結びつける学問の方法を糺すものでもあった。思いのままに倭人伝を解釈する諸説への疑問とも重なり、瞬く間に大きな反響が起きた。古田は「邪馬壹国」の国名問題に続いて、『三国志』を陳寿の原文に即して理解する方法を貫き、三世紀の倭国が天皇中心の歴史世界以前のそれであることを明らかにした。最初の著作『「邪馬台国」はなかった』でそれを描き出したのは、1971年のことであった。

古田武彦の登場から凡そ半世紀、「邪馬壹国説」は確かな評価もあるとはいえ、必ずしも通説の位置を獲得したわけではない。今日はその議論すら低調な状況にある。日本列島にはじめて記録された国の名前や場所が重要なことは論を待たない。ここでは、「邪馬壹国」の国名問題に焦点を絞り、「邪馬臺」をヤマイとする研究を手がかりにして、中国で長くヤマイと呼ばれていた事実を明らかにし、「邪馬壹国」の確実な実在を示したい。[1]

### (1) 古代史学会への波紋と論争

「ヤマト」という呼び名に疑問を投げかけ、『三国志』に邪馬壹とあることを指摘する古田の発表は、注目されるどころとなった。直木孝次郎は「公平に見て古田説に歩のあることは認めなければなるまい。このような重要なところを見落しては、日本古代史の『実証的研究』も、まだまだ弱いといわざるをえない。」と真情を吐露し、家永三郎がいう「戦前の実証主義をのりこえる新しい実証主義の歴史学が古代史の分野に台頭してきたこと」を認めた。[2]

また、佐伯有清は「テキスト・クリティークや校訂の関門を通過することがたいせつである」と、井上薫の一節を引き、「その必要性を痛感しながら、比較のおろそかにされてきていただけに、古田氏の考察は、大きな意義をもつもの」とした。[3] 古田の実証的方法の意義は多くが認めるところであった。

とはいえ、その後必ずしも十分にその研究成果が議論され、深まりを見せているとは言えない。批判者との論点は多岐にわたり、その一つひとつを取り上げることはできないが、「邪馬壹国説」をもっぱら「魯魚の誤り」という常識から、臺を壹に写し誤った可能性が論じられ、『三国志』の「壹」こそ誤りであったとする主張が根強い。『三国志』の版本がすべて「邪馬壹国」とある事実の意味が真に問われてはいないのだ。古田の「実証的研究」への賛辞もその議論の入り口にとどまっているかに見える。

### (2) 根強い誤写説

『三国志』版本はすべて「邪馬壹」だが、それでも本来は「邪馬臺」ではないかとする論者の拠り所は、二つにまとめられよう。その第一は、『三国志』は確かにすべての版本が「壹」だが、それは『三国志』にしかないという点である。983年に成立した『太平御覧』の魏志に「邪馬臺国」とあり、紹興本や紹熙本という宋代の『三国志』版本より古いという。これらが最初の刊本である北宋咸平6年(1003年)刊の重刻とすれば、刊本間の異同の議論は意味がなく、「邪馬臺国」も古い『三国志』にあった可能性がある。こうした解釈により、『三国志』はすべて「壹」とあっても、誤写とみなすのである。このように、ほとんどの論者は圧倒的に多いのが「邪馬臺国」であり、「邪馬壹国」は『三国志』にしかないという図式を作り、その中で多数の「臺」が正当であり、少数の「壹」を誤りと断じているのである。

第二は、唐代の史書に「臺」を「堆」の音とする記述があることである。『隋書』(636年)には「邪摩堆に都す、則ち魏志のいわゆる邪馬臺なる者なり」とあり、『北史』(659年)にも「邪摩堆に居す、則ち魏志のいわゆる邪馬臺なる者なり」とある。このように、7世紀の史書は国名を「魏志」の「邪馬臺」とし、それを「邪摩堆」などと読んでいる。唐代の初めには邪馬臺がヤマタイと呼ばれていたことは疑いのない事実である。『後漢書』の「邪馬臺」に李賢が加えた註釈は「百衲本」では「邪摩惟」とされており、また後世の史書などに「邪摩維」ともあるが、もっとも古い時代の音注としての残るのが「邪摩堆」であるのは事実である。

二つの表記の併用の事実を、いかに解き明かすのかが残された問題であるが、この点、尾崎雄二郎は「刊本時代に入ってなお、写本時代に生じた二以上の系統のテキストが併存していることは、漢土の書物の世界においても、希有のことに属するとされる。[4]」としたし、牧健二は「邪馬壹国及び壹與というように壹と書いた本と邪馬臺国及び臺與というように臺と書いた本との二種の本を生じ、又は両者を混用した本が現われていたということである。」とし、壹と臺の二系統の資料が存在したことを認めている。[5] “二系統の資料、が存在する事実、その事実の意味を問うのが「実証的研究」といえよう。残念ながら、正誤の二者択一の思考にとどまっている論者が多いようにみえる。

### (3) 加地説の可能性

この壹と臺の併用問題に、踏み込んだ独自の理解を示したのが加地伸行であった。加地は中国側の最初の記録を「邪馬台国」と仮定した。この場合、台は臺の略字としてのそれではなく、本来の別字としての台であるが、台にはイとタイという二つの読みがある点に注目した。中国では歴史を経て、この読みかたがわからなくなり、「タイ」とする者は「臺」を、「イ」とする者は「壹」を採り、こうして二種類の表記が生まれたと考えた。臺と壹の失われた連環を解き明かし、邪馬壹(ヤマイ)国の実在に道を開くとともに、記紀の神話との関連からヤマトにもつながる興味深い説である。このように媒介者として「台(イ・タイ)」を措き、「壹(イ)」と「臺(タイ)」の二種類の表記が記録されることになったとした。この加地説は、壹を誤りとし臺が正しいとする単純な正誤説をのりこえ、邪馬壹・邪馬臺とを統一的に理解する道を開いた。[6]

とはいえ、加地説はその証拠となる文献資料が示されなかった。『三国志』に邪馬“台、国はいっさいなく、他の断簡にも確認されない。『後漢書』への李賢の注は邪馬臺国を「邪摩惟」としており、「臺」をイとしているとみられる。ヤマイ国とヤマタイ国の二種類の名称の存在が整合性をもって説明されるに至っていない。[7]

## 二. 漢籍学者による実証的研究の展開

### (1) 臧克和の邪馬臺=ヤマイ説

2019年9月、立命館大学土曜講座という公開講演会で、中国の漢字研究者臧克和により、「“邪馬臺”か、それとも“邪馬壹”か？」と題した講演がおこなわれた。邪馬壹国と邪馬臺国との新たな関係が説かれた。臧は二つの字は相互に通用したり混用したりすることはなく、その形跡もないことから、字が似ていることによる混用説を退け、当時のその地方の発音が記録された歴史資料とし、「一地二名（音）」の現象と指摘した。いずれもヤマイの異字表現と考えたのである。その根拠として二つを挙げる。一つは、『史記』の地名「盱臺」を、注釈者は「盱怡」クイと読んでおり、臺の字は地名で「怡（イ）」と読めるとし、二つめには、韓国語方言に「臺」は dai のほかに yi とあることをあげた。ただし、『史記』の当該か所は版本では「盱台」などがあり、「臺」の用例として確認できない。また、韓国の方言資料も不明のため、未だ使用例を確認できない。とはいえ、臺をイと読む可能性を検討することは重要なテーマとなろう。

### (2) 橋川時雄説の再検証

加地は「台」という媒介を措き、壹と臺の関連を検討した。臧は壹と臺とがともにイ音であり、同じ地名をさす二つの表記と考えた。確かな論証に向けた重要な要素が指摘されているといえる。

こうした二種類の実在する史料の関係性を実証的に解く試みをたどっていくと、橋川時雄の研究に注目する必要がある。[8] 橋川は「耶馬壹の“壹”が“臺”としか讀まれなかった盲点から指斥してみたい。」とし、『三国志』の邪馬壹（ヤマイ）から『北史』『隋書』の邪馬臺（ヤマト）への、i 音から t 音への段階的変化を説いた。つまり、邪馬壹（やまい）を起点として「邪馬臺<sup>い</sup>〜と」・「邪馬臺<sup>と</sup>〜い」の中間段階を置き、邪馬臺（やまと）に至る転化の段階を想定した。その根拠にあげる二点に注目したい。一つめは、李賢注への言及である。「邪馬臺が、今のよび名耶摩惟（やまい）の字音に訛っている」という註釈として解説し、李賢注を根拠にして「邪馬臺（やまい）」とするのである。二つめは、「壹」と「臺」の通用例として、史書にあらわれる“泰壹”をあげる。『史記』封禅書に「太一」、孝武帝紀には「泰一」ともあり、『漢書』揚雄伝には「泰壹」と、そして江充伝に「犬臺宮」への変化が見られるとする。壹と臺は通用する字と見なすのである。[9]

このように、『後漢書』の李賢注が邪馬臺を邪馬惟と読んだことをもって、臺=惟=イと示したことは重要である。これまで、各論者は「李賢注」としながら、その字は思いのままに引用してきたが、依拠する版本こそが重要になろう。また、泰壹=犬臺を両字通用の例として示したことも、注目すべき指摘といえる。これまで臺と壹の誤りとしてとりあげられた例は、「誤り」例なのか「通用」例なのか、再検証が求められるのである。

### (3) 邪馬臺国=ヤマイ国の可能性

橋川や臧は邪馬臺をヤマイと読むことにより、「邪馬壹国」の存在を疑うことがなかった。加地は始めに台を想定し、そこから壹と臺とが生まれたとして、「邪馬壹国」があったと考えた。古田の「邪馬壹国説」が登場して半世紀、実証的研究として評価を受けながらも、確かな史料事実をめぐる生産的な議論は多くはなかった。しかし、漢籍を専門とするこれら研究者の高い見識にも

とづく独創的な見解の中に、この問題を掘り下げてゆく方向がはっきりと見える。

ここでは、邪馬臺という国名の表記とともに、それがどのように呼ばれていたか、その音に注目していきたい。臺の音に関する李賢注の変遷をはじめ、史書、類書、地理書などの倭国の国名表記をつぶさにみていきたい。その歴史的経緯を理解するため、諸資料を時系列に並べ、その変化を追うと同時に、確実な議論の前提となるように、影印資料の採取に務めた。(文末の資料「中国における邪馬壹(臺)国の表記とその音」参照)

### 三. 中国における邪馬壹(臺)国の表記とその音

#### (1) 三国志の「邪馬壹国」と後漢書の「邪馬臺国」の一貫した表記

『三国志』は「邪馬壹国」、『後漢書』は「邪馬臺国」、いずれも一貫した二系列の国名表記が存在する。『三国志』は北宋咸平6年(1003年)の版刻とされる紹興本、紹熙本をはじめ、汲古閣本、武英殿本、百衲本、中華書局本、例外なく「邪馬壹国」である。また、『後漢書』は宋代の刊本をはじめ中華書局本まで、これも例外なく「邪馬臺国」とある。表記に揺らぎはない。ではその音はどうだろう。『隋書』『北史』も「邪馬臺」の音として「邪靡堆」「邪摩堆」とある。これも同様に一貫しているようだ。

しかし、『三国志』『後漢書』の一貫した国名表記とは打って変わり、「邪馬臺国」の読みかたとなると惟、堆、推、維とあらわれ、時代により史書により、激しく変わることも確認できる。国名表記は変わらず、その呼び名は二つの極を揺れ動いているかのようである。[10]

#### (2) 『後漢書』「邪馬臺国」への李賢注とその表記の変遷

李賢注自体が時代によって変化してきた。まず、汲古閣本、武英殿本は軒並み李賢注を「邪摩推」と記す。[11]ところが、近世の『後漢書』の注釈書においては、『北史』により「推」を「堆」とする解釈がみられる。恵棟の『後漢書補注』では「注邪摩推」に「案ずるに北史、當に推を堆に作るべし」と注釈を加えている。王先謙の『後漢書集解』でも「推」ではなく、『北史』により「堆」をとっている。その一方、張元済は「書籍の最初の版本が最も貴い」と考え、百衲本に「邪摩惟」を採用した。しかし、現代の中華書局本の校勘記では「邪魔惟」を改め、再び『北史』に拠り、「邪摩堆」としている。この7世紀の李賢注の解釈をめぐっては、「邪摩惟」とされたものが、汲古閣本・武英殿本で「邪摩推」、そののち後漢書註釈本が「邪摩堆」とし、百衲本は「邪摩惟」に戻すが、再度「邪摩堆」が登場している。このように壹イと臺タイの併用の裏面をなす関係にあるかのようである。つまり、『三国志』の「邪馬壹(ヤマイ)国」と『後漢書』の「邪馬臺(ヤマタイ)国」、この不動の二極に間を、李賢注という読み方が「邪摩惟(ヤマイ)」か「邪摩堆・推(ヤマタイ)」かと、行ったり来たりしているかに見える。李賢注を立論の根拠とするのであれば、引用する論者は拠るところの版を明示する必要がある。[12]

#### (3) 二つの系列の広がり

中国における「ヤマイ」と「ヤマタイ」の根深い解釈問題が見えてきた。「邪馬壹」と「邪馬臺」はこうした難問を抱えこみ、併存してきたのかもしれない。中国では女王卑弥呼の国をどのように読んできたか、さらに歴史を追ってみたい。

正史である『隋書』『北史』が「堆」とすることにより、政治制度の歴史が記された『通典』(801年)、宋代の類書『冊府元龜』(1013年)、南宋代の歴史書『通志』(1161年)など、後続の史書などが「邪馬臺国」を「邪摩堆(ヤマタイ)」と読んでいる。当然であろう。ところが、ヤマイと読む書も実に多い。宋代の代表的類書である『太平御覧』の東夷三・倭伝の冒頭に「後漢書曰く」とあり、「邪馬臺国」と出現するが、そこには「邪魔惟」と音注が施されている。宋慶元5年刊(1199年)で確認され、萬曆2年(1574年)刊においても変わらない。この『太平御覧』といえ、983年に完成したことが『三国志』の宋本より古く、「邪馬臺国」が原形と主張する論者により、高く評価される史書である。その書が実は「ヤマイ」と読んでいたのである(【影印資料1】)。<sup>[13]</sup> しかも、倭条は「後漢書曰」「魏志曰」「南史曰」「北史曰」という段落が続く編集となっており、『北史』の「邪摩堆」も前提にしていることは明らかである。

また、宋・元から明代にかけて、『三国志』の引用箇所を「邪馬一国」とし、同時に「邪馬臺」の音を「邪魔維」とする、一群の史書が登場する。「資治通鑑」を、綱(大要)と目(詳注)に分類して編集した『資治通鑑綱目』(12世紀末、朱熹撰、【影印資料2・3】)、諸制度の沿革を記した政書『文獻通考』(1317年、馬端臨撰、【影印資料4・5】)、明代の地理書『大明一統志』(1461年、李賢ら撰、【影印資料6・7】)、図を多く用いて明代を中心に人事全般が記された『図書編』(1577年、章潢撰)、明代の日本専門書『日本考』(1593年、李言恭ら撰)、これらなどに共通するのである。ここでは、『三国志』の卑弥呼の国も、『後漢書』の大倭王の国も、ともに「ヤマイ」であるという、明代までの撰者の認識が示されている。

邪馬壹国という表記は確かに『三国志』にしか出現しない。しかし、国名の壹と臺の表記にばかり注目する評価は、再考が必要であろう。「邪馬臺」をヤマタイと読む常識から自由になったときに、ヤマイとヤマタイとが中国の史書などに併存する事実が、その緊張関係とともに初めて理解されるのである。

#### (4) 「邪馬一国」という表記

ここで、「邪馬一国」という、漢数字の「一」表記に注目したい。すでに、『三国志』にあつては、静嘉堂所蔵の宋刊明嘉靖修本に、「邪馬一国」とあることが知られる。この本は宋代の版木のうち、明の嘉靖年間に補修したものである。「邪馬壹国」の壹はなぜか一と改められるが、正始4年(243年)に掖邪狗らが印綬を賜る「壹捍」、卑弥呼の宗女の名「壹與」は「壹」のままである。その理由は版木の作られた年次に関係すると思われる。各ページ外側の端の魚尾(袋とじが半分に折られあらわれる台形模様)を注意深くみると、「邪馬一国」とある頁は魚尾の上に「嘉靖十年刊」と追加で彫られている。続く頁は「嘉靖八年補刊」ともある。ところが、追刻のない頁もあり、「壹捍」「壹與」があらわれる版木にも、補修年の追刻がない。つまり、「壹捍」・「壹與」とある版木は、嘉靖年間以前の版であると推定できる。静嘉堂の図録によれば、「宋原刻の紙葉殆ど無く、大部分は元末明初間の版」とある。おそらく、印刷に際し破損して、新しく嘉靖十年(1531年)に彫られたのが「一」で、「壹」とあるのは元末から明初の間頃の版木と考えられる。<sup>[14]</sup>

こうした、静嘉堂の宋刊明嘉靖修本の観察に加え、明代に編纂された一群の史書に、集中的に「邪馬一国」と出現することから、明代南京の国子監の出版において、「壹」を敢えて「一」と表す志向があったとみられる。いずれにしても、中国史全体を視野に入れると併存だが、こと明代に限ってはヤマイの方が明らかに優勢である。

### (5) ヤマイが消える清代

ところが、清代になるとヤマイとする記述はすっかり消える。『大清一統志』からは「委奴国」以降の、伝統的な倭国に関する歴史記述自体がなくなる。そして、恵棟が『後漢書補注』という後漢書の注釈書で、「邪摩推」を「案ずるに『北史』は推を堆に作るべし」と「邪摩堆」を復活させると、王先謙の『後漢書集解』でも従うことになり、現代の中華書局版の『後漢書』自体が「邪摩堆」の「堆」を「推」と改訂とするまでに至ったことはすでに触れた。もちろん、欽定四庫全書の刊行する歴史的な文献は従来通り「邪馬一」「邪摩維」と記しているものの、明代の思潮はその流れを明らかに変えたと思われる。

そればかりではない、黄遵憲による本格的な日本研究書『日本国志』（1894年）は、委奴国王の遣使奉貢と印授の記事に「邪馬臺、即ち大和の譯音」と説明を付ける。（【影印資料 8】）外交官として日本に赴任した黄は日本学者から教えられたという解釈を記している。清代になりヤマイが消えた理由は不明とせざるを得ないが、日清戦争前夜から戦後に至っても、日本の学者に歩調を合わせる傾向が著しいようである。興味深い近代史のテーマであるが、ここでの課題ではない。明代に盛んに記されたヤマイが清代に消え、後漢書注釈書がヤマタイへと大きく舵を切った事実を確認しておきたい。

### (6) 中国史書（前四史）における同名異字表記

中国の文献史料の中に、ヤマイと呼ばれてきた確かな系譜を見てきた。古い時代の倭国をさすヤマタイとヤマイの二系統の表記は、時代によって変化を見せながらも、現代まで続いているようだ。こうした例はほかにないが、『史記』『漢書』『後漢書』『三国志』の前四史における夷蛮の国名表記にあっては珍しいことではない。

中国「前四史」の夷蛮名表記出現回数の変遷例（地の文のみで註釈などを除く）[15]

名称	史記	漢書	後漢書	三国志	備考
ウガン	烏桓 2 烏丸 2	烏桓 35 烏丸 1	烏桓 189 烏丸 0	烏桓 0 烏丸 74	宋書、晋書、隋書では烏丸中心
フヨ	夫餘 2 扶餘 0	夫餘 4 扶餘 0	夫餘 29 扶餘 0	夫餘 21 扶餘 2	舊唐書、新唐書はすべて扶餘
クリ	なし	句驪 2 句麗 0	句驪 13 句麗 0	句驪 3 句麗 25	句驪には下句驪含む。『後漢書』は別国扱。
コウクリ	なし	高句驪 6 高句麗 0	高句驪 20 高句麗 2	高句驪 5 高句麗 9	漢書に初出
ウテン	于寘 4 于闐 0	于寘 0 于闐 6	于寘 56 于闐 2	于寘 0 于闐 2	『三国志』東夷伝序文に「于寘」とも。

最も代表的なものはウガンであろう。『史記』に烏桓と烏丸が 2 回ずつあらわれるが、『漢書』『後漢書』は烏桓中心、『三国志』は烏丸中心となる。また、クリ・コウクリにも似た傾向が見られる。『漢書』『後漢書』は驪、『三国志』は麗が中心となる。編者による表記の統一が指向される

一方、原表記を維持しているものかもしれない。また、フヨにも注目したい。前四史の時代には夫餘中心だが、唐代に入るとすべて扶餘となり、注釈書は盛んに「扶の音は夫」と記す。こうした変化の要因は不明とするしかないが、東夷の国ヤマイの表記に二種類が併存することは自然なことなのである。

#### 四. まとめ

古田武彦は『三国志』の版本がすべて邪馬壹国であることを示し、「ヤマト」を探す邪馬台国論争に一石を投じた。その波紋は確実に広がっていたのである。加地は台（イ・タイ）を媒介として壹（イ）と臺（タイ）の関係を説き、臧は臺にイ音を認め、邪馬壹国を邪馬臺国の同音異字の表記と考えた。また、橋川も古田の発表以前に、壹と臺とが相通じていた時代があったとし、臺をイからトへ転化する字ととらえていた。こうして、『三国志』に邪馬壹国とある事実は、実証的な漢字研究によって、その存在が検証されてきた。

こうした研究にふまえ、中国の史書などをみていくと、唐代以降「ヤマタイ」とする呼び名があらわれるが、他方で「ヤマイ」と呼ばれてきた確かな事実も確認された。これまでは、壹と臺の字にばかり注目し、出現する数の多少や誤写か否かが問題とされてきた。しかし、『三国志』にしかあらわれないという指摘は正しくなかった。明代を中心にして「邪馬壹国」を「邪馬一国」と記す書が集中的にあらわれる。また、『隋書』『北史』に「堆」とあることが重視され、「ヤマタイ」とされたが、「ヤマイ」とする一群の史書等が存在するのも事実なのである。このように、東夷の国を「ヤマイ」とよぶ系譜が脈々と連なり、「ヤマイ」とよぶのか「ヤマタイ」とよぶのか、「二系統の資料」の存在は今日まで解釈がゆれ続ける中国史の難問であったのだ。こうした歴史の視座に立つとき、『三国志』の「邪馬壹国」を「誤写」として否定する根拠は何も見当たらない。邪馬壹と邪馬臺とは、ともにヤマイをあらわす異字表記に始まると考えられる。

古田の提起から半世紀を経たが、『三国志』魏志倭人伝はやはり「邪馬壹国」であった。誤写を説く研究者も、「二系統の資料」が存在することを知っていた。しかし、「ヤマト」ありきの歴史像から、矛盾を解き明かす道はとざされ、「邪馬壹」という事実を見失っていたかに見える。古田はイデオロギーを排し、『三国志』魏志倭人伝を原文が指すとおり読むという、方法論の原則を繰り返し強調した。こうした方法により、「邪馬壹国」の存在は確かなものとなったのである。

本稿は『「邪馬台国」はなかった』発刊 50 周年に際して、邪馬壹国という表記が提起された意義を確認し、新たな論証をめざした。1400 年の難問を解く道のりにとって、50 年はまだはじまったばかりだ。

- [1] 本稿では原則的に新字体を用いるが、国名表記に関する表記のうち「臺・台」「壹・一」に限って原文に忠実に記す。また、引用論文についても原文の旧字体を用いる。
- [2] 直木孝次郎「邪馬台国の習俗と宗儀」『伝統と現代』第 26 号 1974 年
- [3] 佐伯有清「1969 年の歴史学会—回顧と展望」『史学雑誌』79-6
- [4] 尾崎雄二郎「邪馬臺国について」京大教養部『人文』16、1970 年
- [5] 牧健二「古田武彦氏の『邪馬壹国』について」『龍谷法学』2 (2~4) 1970 年
- [6] 加地伸行「『台たい』と『台い』と」『文学』1975 年 5 月 vol.43、及び「邪馬「台」国」『日本

歴史』334号1976年3月号。加地は「それ（誤写）を確実に証明するてだてがないとすれば、他のさまざまな解釈が可能であるという考えも同時に出し得る。たとえば本稿のように、文献として「壹」や「臺」が定着する以前の段階における問題も考えるべき」としている。（「邪馬「台」国」p34）

- [7] 加地は古田の「壹=倭<sup>め</sup>」から「臺=大倭<sup>たいめ</sup>」になったという変化説を批判して自説を説いている。1991年昭和薬科大学諏訪校舎で行われた東方史学会主催の古代史討論シンポジウム『「邪馬台国」徹底論争——邪馬壹国問題を起点として——』に際して、古田との対談（録画の上映）が行われた。しかし、この対談は「儒教と邪馬台国」と題したもので、課題となった邪馬壹国問題の議論はなく、その後の両者の見解を確認できない。
- [8] 橋川時雄「邪馬・壹～臺のよみかた」『福井博士頌寿記念 東洋思想論集』1960年。橋川時雄は昭和3年から20年まで北京人文科学研究所の運営にあたり、「続修四庫全書提要」の編纂を主宰した。清の乾隆帝が学者を総動員して編纂した四庫全書の集大成を、さらに四庫全書に未載の各書を精査し、解説を行うものだった。古書を広く買い求め、タイプし、校閲するという作業だったという。文字通り万巻の書に親しんだ篤学の士が「壹・臺二字が通用した」と説く意味は重い。
- [9] 尾崎雄二郎は『三国志』に誤りがないというのは早計と論じた後に、「犬臺宮が太老宮と書かれた例（漢・江充伝。これは字形の類似の上に、さらに、「太一」が存在することによってそれにも引かれたのであろう）などもあって、漢土のことなら何でも、というわけには行かないことはわかる。」と付け加えた。この例は慎重に壹と臺の「誤り」とは見做していない。（「邪馬臺国について」p47）
- [10] 堆、惟、推、維と様々な表記が登場し、その音についても諸説ある。本稿では website「漢字古今音資料庫」の提供する隋唐音に関するカールグレン、王力、董同龢、周法高など音韻研究家の見解を参考にし、堆はタイ、惟・維はイと見なした。推については諸家はともに、堆と同じ韻母とし、ただし声母の子音について堆はtの無気音、推はtの有気音としている。有気音・無気音は日本語ではその差はないため、推もタイに近い音を表わすと考えた。
- [11] 邪馬臺国 案今名邪摩推音之訛反（汲古閣順治13年刊）、邪馬臺国 按今名邪摩推音之訛反（武英殿本）、邪馬臺国 案今名邪摩惟音之訛也（百衲本）
- [12] 李賢注の惟、堆、推などの引用例。橋川時雄「邪馬臺が、今のよび名耶摩惟<sup>やまい</sup>の字音に訛っている」前掲 p493、尾崎雄二郎「案今名邪摩堆、音之訛也。」前掲 p58、牧健二「邪馬臺は今日の邪摩推」p186
- [13] 宮内庁書陵部所蔵の宋慶元5年（1199年）跋刊本、国会図書館所蔵の萬曆2年（1574年）跋刊本などの影印による。なお、国会図書館の嘉慶23年（1818年）歙鮑崇城刊になると「惟」でなく「推」と変わる。
- [14] 金在鵬は「『邪馬壹国』よりも『邪馬一国』の書きかたに、まず本源性が認められる」とするが、その根拠は示されていない。『日本古代国家と朝鮮』大和書房1975年 p47
- [15] 集計にあたっては「中國哲学書電子化計画」の提供する『史記』、『漢書』、『三国志』は武英殿二十四史のテキスト版を使用し、『後漢書』はその「中文文字版」を使用した。また「漢籍電子文献史料庫」の提供する『史記』（底本：金陵書局本）、『漢書』（底本：王先謙漢書補注本）、『三国志』（底本：宋紹興本）『後漢書』（底本：宋紹興本）を参考にした。



中国における邪馬壹（臺）国の表記とその音

文献名・成立年代	刊行本・出版年代	国名	左の音	備考
三国志 3世紀末		邪馬壹國	——	
後漢書 432年		邪馬臺國	——	
梁書 636年	(武英殿二十四史本)	邪馬臺國	——	CT
隋書 636年		邪馬臺	邪靡堆	
北史 659年	(武英殿二十四史本)	邪馬臺國	邪摩堆	CT
翰苑 660年	(国宝復刻版)	邪馬嘉國	——	馬臺・邦臺とも
後漢書 李賢注 676年	(百衲本)	邪馬臺國	邪摩惟	
通典 801年	(欽定四庫全書)	邪馬臺國	邪摩堆	CT
太平御覽 983年	(宋慶元5年1199跋刊)	邪馬臺國 邪馬臺國	邪魔惟	CT、KS 同じ 【資料1】
太平寰宇記 10C後半	(欽定四庫全書)	邪為臺國	邪摩維	CT
三国志	(北宋咸平本)	邪馬壹國	——	宋刻本の底本
冊府元龜 1013年	(崇禎15年1642)	邪馬臺	邪摩堆	KT
通志 1161年	(摘藻堂四庫全書)	邪馬臺	邪靡堆	CT
三国志	南宋紹興本 12C刊	邪馬壹國		
後漢書	南宋紹興本 12C中刊	邪馬臺國	邪摩惟	
資治通鑑綱目 12C末	(崇禎3年1630)	邪馬一國 邪焉臺國	邪摩維	KT【資料2・3】 資治通鑑無記述
文献通考 1317年	(正徳16年1521年刊)	邪馬一國 邪馬臺國	邪摩維	WT【資料4・5】
大明一統志 1461年	(1461年序・刊行年次不明・萬壽堂刊)	邪馬一國 邪焉臺國	邪摩維	KT【資料6・7】
三国志	宋明嘉靖修本 1531年頃	邪馬一國		静嘉堂
大明一統志	明嘉靖己未 1559本	邪馬一國 邪馬臺国	邪摩維	九州大学
太平御覽	萬曆2年1574年刊	邪馬臺國 邪馬臺國	邪魔惟	KT
図書編 1577年	萬曆41年(1613)刊	邪馬一國 邪焉臺國	邪摩維	KT
日本考 1593年	萬曆刻本	邪馬一國	邪魔維國	CT
山堂肆考 1595年	萬曆23年(1595)刊	邪焉臺國	邪摩維	EK
東西洋考 1617年	万曆45年1617刊	邪馬臺	邪摩堆	WT
後漢書批評	明萬曆47年1619刊	邪馬臺國	邪摩惟	CT
後漢書 和本	寛永木活字	邪馬臺國	邪摩惟	大徳9年本底本
資治通鑑綱目	崇禎3(1630)刊	邪馬一國 邪焉臺國	邪摩維	KT

冊府元龜	明崇禎 15 年 1642 刊	邪馬臺國	邪摩堆	KT
後漢書	汲古閣本順治 13 年 1656	邪馬臺國	邪摩推	WT
萬斯同明史 17C 末		—	邪摩維國	半官の明史
古今圖書集成 1725 年	中華書局影印	邪馬一國 邪馬臺國	邪摩維	
正史明史 1739		—	—	張廷玉等撰正史
三国志	明汲古閣本	邪馬壹國	—	
後漢書	欽定四庫全書	邪馬臺國	邪摩推	CT
通典	欽定四庫全書	邪馬臺國	邪摩堆	
太平寰宇記	欽定四庫全書	邪為臺國	邪摩維	
冊府元龜	欽定四庫全書	邪馬臺國	邪摩堆	CT
文獻通考	欽定四庫全書	邪馬一國 邪馬臺國	邪摩維	CT
資治通鑑綱目	欽定四庫全書	邪馬一國 邪馬臺國	邪摩維	CT
圖書編	欽定四庫全書	邪馬一國	邪摩維	CT
山堂肆考	欽定四庫全書	邪為臺國	邪摩維	EK
東西洋考	欽定四庫全書	邪馬臺	邪摩堆	CT 地理歴史書
大清一統志 1784 年	欽定四庫全書	邪馬臺國	—	EK
通志	摛藻堂四庫	邪馬臺	邪摩堆	
文獻通考	摛藻堂四庫	邪馬一國 邪馬臺國	邪摩推*	CT 推への変化
三国志	清武英殿本	邪馬壹國	—	
後漢書補注 惠棟 18C	嘉慶甲子 1804 年序文	邪馬臺國	邪摩推	CT 魏志臺作壹
後漢書	清武英殿本	邪馬臺國	邪摩推	CT
太平御覽	嘉慶 23 年序 1818 年	邪馬臺國 邪馬臺國	邪摩推*	KT
後漢書補注	粵雅堂叢書 19C	邪馬臺國	邪摩推	CT 魏志臺作堆
後漢書集解	王先謙撰	邪馬臺國	邪摩推	CT
日本国志 1894 年	黃遵憲撰	邪馬臺國	大和	OS 【資料 8】
三国志	百衲本 1930~37 張元濟	邪馬壹國	—	
後漢書	百衲本 1930~37	邪馬臺國	邪摩推	
太平御覽	四部叢刊三編 1935	邪馬臺國	邪摩推	宋慶元 5 年跋刊
三国志	中華書局本 20C	邪馬壹國	—	
後漢書	中華書局本 20C	邪馬臺國	邪摩推	北史により堆

備考欄の資料掲載元は以下のとおり。国立国会図書館デジタルコレクション KT、宮内庁書陵部 KS、早稲田大学図書館古典籍総合データベース WT、小樽商科大学附属図書館 OS、中国哲學書電子化計劃 CT、影印古籍資料 EK。

太平御覽卷第七百八十二

四夷部三

東夷三

倭

日本

紇嶼人

蝦夷國

倭

後漢書曰倭在韓東南大海中依山島為居凡百餘國武

帝滅朝鮮使驛通於漢者三十許國倭王居邪馬臺國倭今

名邪魔惟音之訛反樂浪郡徼去其國萬二千里其地大較在會稽

東冶與朱崖儋耳相近故其俗多同土宜禾稻麻紆蚕桑

知織績為縑布出白珠青玉其山有丹土氣溫煖冬夏生

菜茹無牛馬虎豹羊鵲鵲或鷓其其兵有矛楯木弓竹矢或以

骨為鏃男子皆黥面文身以其文左右大小別尊卑之差

其男衣皆橫幅結束相連女人被髮屈紆衣如單被貫頭

而着之並以丹朱粉身說文曰粉塵也音滿頻切如中國之用粉也有城

【資料1】『太平御覽』卷七百八十二 東夷三 倭 四部叢刊三編

中華學藝社借照日本帝室圖書寮京都東福寺東京靜嘉堂文庫藏宋刊本（中国哲学書電子化計画より）

武帝太元二年臨海高麗東夷國名注見漢  
武帝元封二年朝鮮一統志云倭國卽古之  
倭奴國其地東西南北各數千里西南至海  
東北隅隔以大山國王以王爲姓歷世不易  
文武僚吏皆世官其地有五畿七道以州統  
郡附庸國凡百餘自北岸去拘邪韓國七千  
里曰對海國又南渡一海千餘里曰瀚海國  
又渡一海千餘里曰末盧國東南陸行五百  
里曰尹都國又東南百里曰奴國又東百里  
曰不彌國又南水行二十日曰投馬國又南  
水行十日陸行一月曰邪馬一國其次曰斯  
焉國曰巳百支國曰伊邪國曰郡支國曰彌  
奴國曰好古都國曰不呼國曰姪奴國曰對  
蘇國曰蘇奴國曰呼邑國曰華奴蘇奴國曰

鬼國曰爲吾國曰鬼奴國曰邪焉國曰躬臣國曰巴利國曰支惟國曰烏奴國皆倭王境界所盡其國小者百里大不過五百里戶少者千餘多不過一二萬自漢武帝滅朝鮮使驛通於漢者三十許國皆稱王其大倭王居邪焉臺國卽邪摩維是已光武中元初始來朝貢後國亂國人立其女子曰卑彌呼爲王其宗女壹與繼之後復立男王並受中國爵命歷魏晉宋隋皆來貢稍習夏音唐咸亨初惡倭名更號日本自以其國近日所出故名或云日本乃小國爲倭所併故冒其號開元貞元中其使有願留中國授經肄業者久乃請還宋雍熙後累來朝貢熙寧以後來者皆僧也元初遣使招諭不至命范文虎等率兵

玉璽珪瓚數代之物傳世以為寶者老言先代所賜也魏略曰自  
先世以來武帝以何龕為護東夷校尉明年夫餘後王依羅遣使  
未嘗破壞武帝以何龕為護東夷校尉明年夫餘後王依羅遣使  
諸龕求率見人還復舊國龕遣督護賈沉以兵送之虜又要之於  
路沉與戰破之依羅乃得復國爾後每為虜掠其種人賣於中國  
帝又以官物贖還禁市夫餘之口自後無聞

倭 即日本 倭於為切順貌 烏何切國名

倭在韓及帶方郡東南大海中依山島為居去樂浪郡境及帶方  
郡並一萬二千里凡百餘國自漢武帝滅朝鮮使驛通於漢者三  
十許國國在稱王世世傳統其大倭王居邪焉臺國按今口邪摩  
維音之訛也  
樂浪徼去其國萬二千里去其西北界拘邪韓國七千餘里其地  
大較在會稽東治之東與朱崖儋耳相近故其法俗多同土宜禾  
稻麻紵蚕桑知織績為縑布出白珠青玉其山有丹土氣溫暖冬

【資料 4】『文獻通考』馬端臨 著、出版地不明、出版者：慎獨齋、出版年：正德 16 年[1521 年]  
(早稲田大学図書館古典籍総合データベースより転載)

世有王皆統屬女王國郡使往來常所駐東南至奴國百里官  
曰兕馬舩副曰卑奴母離有二萬餘戶東行至不彌國百里官  
曰多模副曰卑奴母離有千餘家南至投馬國水行二十日官  
曰彌彌副曰彌彌那利可五萬餘戶南至邪馬一國女王之所  
都水行十日陸行一月官有伊支馬次曰彌馬井次曰彌馬獲  
支次曰奴佳鞮可七萬餘戶自女王國以北其戶數道里可得  
畧載其餘旁國遠絕不可得詳次有斯焉國次有已百支國次  
有伊邪國次有郡支國次有彌奴國次有好古都國次有不呼  
國次有姐奴國次有對蘇國次有蘇奴國次有呼邑國次有華  
奴蘇奴國次有鬼國次有為吾國次有鬼奴國次有邪馬國次  
有躬臣國次有巴利國次有支惟國次有烏奴國次有奴國此  
女王境界所盡其南有拘奴國男子為王其官有拘古智卑拘

【資料 5】『文献通考』馬端臨 著、出版地不明、出版者：慎独齋、出版年：正德 16 年[1521 年]

No.90-36/68 (早稲田大学図書館古典籍総合データベースより転載)

拘那韓國七千里曰對海國又南渡一海千餘里曰瀚  
海國又渡一海千餘里曰末盧國東南陸行五百里曰  
尹都國又東南百里曰奴國入東百里曰不彌國又南  
水行二十日曰投馬國又南水行十日陸行一月曰那  
馬一國其次曰斯焉國曰已百支國曰伊那國曰都支  
國曰彌奴國曰好古都國曰不呼國曰姐奴國曰對蘇  
國曰蘇奴國曰呼邑國曰華奴蘇奴國曰鬼國曰爲吾  
國曰鬼奴國曰那馬國曰躬臣國曰巴利國曰支惟國  
曰烏奴國皆倭王境界所盡其國小者百里大不過五  
百里戶少者千餘多不過一二萬自漢武帝派朝鮮使



驛通於漢者三十許國皆稱王其大倭王居邪馬臺國  
 即邪摩維是已光武中元二年始來朝貢後國亂國人  
 立其女子曰卑彌呼為王其宗女壹與繼之後復立男  
 王並受中國爵命歷魏晉宋隋皆來貢稍習夏音唐咸  
 亨初惡倭名更號日本自以其國近日所出故名或云  
 日本乃小國為倭所併故冒其號開元貞元中其使有  
 願留中國授經肄業者久乃請還宋雍熙後累來朝貢  
 熙寧以後來者皆僧也元世祖遣使招諭之不至命范  
 文虎等率兵十萬征之至五龍山暴風破舟敗績終元  
 之世使竟不至

【資料 7】『大明一統志』明李賢等奉敕撰 明萬壽堂刊 日本伝 3 (国立国会図書館デジタルコ  
 レクションより転載)

可信故今以後委奴國王遣使奉貢朝賀於漢使人自稱大夫  
 正史爲斷  
 光武帝賜以印綬日本天明四年筑前那珂郡人掘地得一石  
 紐方寸文曰漢委奴國王余嘗於博覽會中親見之日本學者  
 皆曰那珂郡古爲怡土縣日本仲哀紀所謂伊都縣主卽魏志  
 所謂伊都國是也上古國造百三十餘國其在九州者分十九  
 國在四海者分爲十國漢書地理志倭人分爲百餘國三國志  
 倭人舊邑百餘國漢時有勿見者今使驛所通三十國二書所  
 謂百餘國與國造本紀相符所謂三十國蓋指九州四海之地  
 地在日本西南海濱距朝鮮最近此委奴國意必古伊都縣主  
 或國造之所爲並非王室之所遣其曰委奴譯音無定字云余  
 因考魏志云到伊都國世有玉皆統屬女王國郡使往來常所  
 駐後漢書云委奴國倭國之極南界也又云其大倭王居邪馬  
 臺國邪馬臺卽大和之譯音崇神時蓋已都於大  
 和矣謂委奴國非其王室此語不誣特識於此  
 又於安帝時  
 遣使獻生口百六十人願請見神功皇后四十七年遣大夫難  
 升米等詣帶方郡求詣天子朝獻太守劉夏遣吏將送詣京都  
 魏明帝詔書報倭女王曰制詔親魏倭王卑彌呼帶方太守劉  
 夏遣使送汝大夫難升米次使都市牛利奉汝所獻男生口四

日本國志 卷四

三